

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県行政組織規則の一部を改正する規則

告示

大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件

地方卸売市場を廃止することを許可した件

保安林の指定施業要件を変更する件

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

公告

随意契約の相手方を決定した件二件
土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の表福島県がん対策推進審議会の項中「健康増進課」を「健康づくり推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和元年五月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アメリカ屋矢野目店、眼鏡市場福島店 福島県福島市南矢野目谷地七〇番地の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - （一） 名称 株式会社アメリカ屋
代表者の氏名 代表取締役 林 史郎
住所 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁目二四番地の一
 - （二） 名称 株式会社メガネット
代表者の氏名 代表取締役 富澤 昌宏
住所 静岡県静岡市葵区伝馬町八番地の六
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - （一） 名称 株式会社アメリカ屋
代表者の氏名 代表取締役 林 史郎
住所 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁目二四番地の一
 - （二） 名称 株式会社メガネット
代表者の氏名 代表取締役 富澤 昌宏
住所 静岡県静岡市葵区伝馬町八番地の六
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年一月十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一千五十六平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - （一） 位置 別紙図面のとおり

（行政経営課）

- (二) 収容台数 五十台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十四台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二十一・六平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 十二・三八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後九時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午前九時三十分まで
 - 七 届出年月日 令和元年五月九日

(「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年五月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六八番地一ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 別紙書面のとおり
 - (変更後) 別紙書面のとおり
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野 公哉 (変更後) 片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐
 - 三 変更した年月日
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙書面のとおり
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成三十一年三月二十八日 届出年月日 令和元年五月八日
 - 四 届出をした者 片倉工業株式会社
 - 五 届出をした者 (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- (商業まちづくり課)

福島県告示第二十六号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止について、平成三十一年四月十八日次のとおり許可した。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

開設許可番号	第三三号	廃止年月日	平成三十二年四月三〇日	地方卸売市場の名称及び位置	株式会社本宮丸上青果市場 本宮市本宮字館町一八〇番地の一	取扱品目	野菜及び果実並びにこれらにこれら加工食品	廃止の許可を受けた者の名称及び住所	株式会社本宮丸上青果市場 本宮市本宮字館町一八〇番地の一
--------	------	-------	-------------	---------------	---------------------------------	------	----------------------	-------------------	---------------------------------

(農産物流通課)

福島県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

使用の部分 なし

公 告

(下水道課)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字上田二二五九、二二六〇、二二六五の二、字石倉一〇四七から一〇四九まで、一〇五〇の二、字内山七八の二、七八の四、字寺峯二七三の二、字滝ノ脇二四四八の二、二五五四、字笹山一九九〇の四、奥川大字飯根字若林一九一七の四、一九一八の一〇、一九一九の三
 - 二 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 郡中都市計画下水道事業(郡山市流域関連公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
- 四 事業施行期間 昭和五十二年七月二十二日から令和二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十七年福島県告示第五百三十八号)の事業地に郡山市八山田一丁目、八山田二丁目、八山田三丁目、八山田四丁目、八山田五丁目、八山田六丁目、八山田七丁目並びに富久山町福原字照内及び字宝田の全部の区域を加える。
- 同事業地に八山田西四丁目、八山田西五丁目、富田東五丁目、富田東六丁目並びに富久山町福原字沼下及び字町裏の各一部の区域を加える。

公告第26号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
84,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第27号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
テレメータ保守点検業務（流総管理） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
大信土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 北野 勝

同 北野 唯道

同 高久 亨

同 出田 鶴一

同 出田 幸男

同 鈴木 節男

同 佐藤 健一

同 大戸 信男

同 戸倉 正

同 小針 義一

同 戸倉 耕一

同 國井 政士

同 永山 正美

就任した役員

役別 氏名

理事 北野 勝

同 北野 唯道

同 永山 正美

同 出田 鶴一

同 出田 幸男

同 高橋 正

同 小松 晴夫

同 岡崎 利直

同 室根 稔

同 戸倉 正

同 戸倉 耕一

同 森本 照夫

同 白石 正夫

住所
白河市大信下小屋字後沢三一〇番地

同 市大信下小屋字日籠八番地

同 市大信隈戸字原町五番地

同 市大信隈戸字赤仁田一番地一一一

同 市大信下小屋字宮沢一四四番地

同 市大信豊地字飯土用三六番地

同 市大信町屋字町屋二五九番地

同 市大信増見字堂山七四番地

同 市大信中新城字内屋敷八七番地一

同 市大信下新城字若内五三番地

同 市大信中新城字赤坂一四四番地

同 市大信増見字外面八六番地

同 市大信隈戸字上小屋九番地

住所
白河市大信下小屋字後沢三一〇番地

同 市大信下小屋字日籠八番地

同 市大信隈戸字上小屋九番地

同 市大信隈戸字赤仁田一番地一一一

同 市大信下小屋字宮沢一四四番地

同 市大信豊地字分切田九〇番地

同 市大信増見字大山二八番地

同 市大信上新城字屋敷四〇番地

同 市大信下新城字桑ノ木田一二五番地

同 市大信中新城字内屋敷八七番地一

同 市大信中新城字赤坂一四四番地

同 市大信増見字大日向五八番地一

同 市大信隈戸字仙久内前一番地二

（農村計画課）